

参考9

	埋設タンク	地上タンク	
		屋内タンク型	屋外タンク型
金属製タンクの設置	可	可	
樹脂製タンクの設置	可	不可	
定期点検	必要	必要	
タンクや配管に対する車両衝突防止措置	一部必要	必要	タンクが建物に覆われている
タンクの容量・倍数の制限	不要	必要※	容量合計2万リットル以下かつ指定数量40倍以下
タンク周辺の自然災害に対する対策	不要	必要	建物に覆われるためより安全性が高い
類焼の危険性	なし	あり	危険性は比較的小さい
放爆措置	不要	必要	爆発した場合の周囲への影響は小さい
建築基準法の立地制限の範囲	少ない	多い	
タンクに対する消火設備	不要	必要	屋内タンク貯蔵所の基準に準ずる
保有空地等の制限	不要		不要
電気防食の対策	必要		不要
底面からの雨水等の侵入対策			不要
可燃性蒸気の滞留の危険性			なし
耐候性			高い

※タンクの容量がやむなく超過する場合は、SS過疎地対策計画で合意形成された最低限の量まで認めることとする

 屋内タンク型が望ましいと考えられるのではないかと

屋内タンク型にするメリット

- ✓ 風雨・日光等による影響が少ない
- ✓ 類焼による被害が少ない
- ✓ 車両衝突に対して被害が少ない
- ✓ 自然災害による直接的な被害を軽減可能
- ✓ 爆発した場合の安全性が高い



屋外タンク型よりも
屋内タンク型が望ましい

地上タンクの技術基準をまとめるための確認事項

◆ 設置場所の規制

- 建築基準法上の用途地域ごとの危険物の倍数制限
- 防火地域及び準防火地域以外の地域かつ過疎地域
- 災害が発生した際に住民の生命、身体に危害が及ぶおそれのある地域への設置を制限

◆ タンクの容量・倍数の制限

- 2万リットルかつ40倍以下とする。

※ただし、タンクの容量がやむなく超過する場合は、SS過疎地対策計画で合意形成された最低限の量まで認めることとする

➤ まとめ

タンク本体や給油取扱所の構造・設備について、政令第12条第1項の屋内タンク貯蔵所の基準をベース

- ・ 過疎地であり、資源エネルギー庁が進める「SS過疎地対策計画」により住民合意があること
- ・ ハザードマップで示された災害を避ける、又は想定される自然災害への対策がなされた場所への設置
- ・ 建築基準法令で定める用途地域毎の設置基準に留意すること

➡ ソフト面（危険物保安監督者として適格な人材の確保等）を含めた対応については検討が必要